

役員報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人相馬福祉会役員に関する報酬及び費用弁償の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 理事長及び監事の報酬は、次のとおりとする。

(1) 理事長 月額30,000円(年間360,000円)

(2) 監事 年額30,000円

(費用弁償)

第3条 理事長、理事及び監事が公務のため旅行したときは、その旅行について別表に定める旅費を支給する。

2 理事長、理事及び監事が招集に応じ会議に出席したときは、一日につき日当4,000円と車馬賃実費を支給する。

3 費用弁償については、前2項に定めるもののほか、社会福祉法人相馬福祉会特別養護老人ホーム相馬ホーム旅費規程を準用する。

附 則

この規程は、平成2年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年12月17日から施行し、平成15年1月1日より適用する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

別表

区 分	旅 費		宿泊料(1夜につき)		食 卓 料 (1日につき)
	車 賃 (1kmにつき)	日 当 (1日につき)	甲地方	乙地方	
理事長	37円	2,200円	13,100円	10,900円	2,200円
理 事	37円	2,200円	13,100円	10,900円	2,200円
監 事	37円	2,200円	13,100円	10,900円	2,200円